

平成29年 富士見都市計画生産緑地地区変更概要書

概要 図	生産緑地地区番号 (所在)	変更前面積 (ha)	変更後面積 (ha)	変 更 事 由
1	第1号生産緑地地区 (大字鶴馬字名シ久保)	0.17 (1,742㎡)	0.12 (1,151㎡)	土地区画整理事業の進捗に伴い、面積及び区域が変更された。
2	第2号生産緑地地区 (大字鶴馬字名シ久保)	0.10 (1,000㎡)	0 (0㎡)	主たる農業従事者の死亡のため買取申出が提出され、行為制限が解除された。 (生産緑地法第10条の規定に基づく)
3	第27号生産緑地地区 (大字水子字地蔵山)	0.40 (3,958㎡)	0.39 (3,878㎡)	一部道路用地として買取・採納された。 また、実測に伴い面積が変更された。
4	第32号生産緑地地区 (大字水子字京塚)	0.27 (2,689㎡)	0.23 (2,323㎡)	主たる農業従事者の死亡のため買取申出が提出され、行為制限が解除された。 (生産緑地法第10条の規定に基づく)
5	第122号生産緑地地区 (鶴馬1丁目)	0.32 (3,186㎡)	0 (0㎡)	
6	第158号生産緑地地区 (関沢2丁目)	0.72 (7,195㎡)	0.44 (4,393㎡)	主たる農業従事者の故障のため買取申出が提出され、行為制限が解除された。 (生産緑地法第10条の規定に基づく)
6	第159号生産緑地地区 (関沢2丁目)	0.12 (1,172㎡)	0 (0㎡)	
7	第172号生産緑地地区 (関沢3丁目)	1.61 (16,063㎡)	1.48 (14,848㎡)	一部道路用地として買取・採納された。 また、実測に伴い面積が変更された。
8	第239号生産緑地地区 (大字水子字久保新田)	0.80 (7,953㎡)	0.76 (7,570㎡)	主たる農業従事者の死亡のため買取申出が提出され、行為制限が解除された。 (生産緑地法第10条の規定に基づく)
9	第244号生産緑地地区 (大字水子字東石井)	0.08 (777㎡)	0 (0㎡)	公共施設が設置され、残地も面積要件を欠いたため行為制限が解除された。
10	第257号生産緑地地区 (大字水子字台)	2.05 (20,506㎡)	1.96 (19,644㎡)	主たる農業従事者の故障のため買取申出が提出され、行為制限が解除された。 (生産緑地法第10条の規定に基づく)